

京 都 大 学 公 印 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略) (公印の使用等) 第9条 公印の使用を必要とする場合は、公印を押印しようとする文書に決裁済原議書を添えて、公印管守責任者に公印の使用を請求するものとする。</p> <p>2 公印管守責任者は、前項の規定により公印の使用の請求を受けたときは、公印を押印しようとする文書と決裁済原議書を照合したうえ、自ら押印し、又は公印の使用を請求した者に押印させるものとする。この場合において、公印の使用を請求した者に押印させるときは、公印管守責任者はその押印に立ち会わなければならない。</p> <p>3 公印管守責任者は、必要があるときは、あらかじめ指名する者に公印の押印又はその立会いに関する事務を行わせることができる。</p> <p>(中 略) (公印省略) 第15条 名あて人が学内のものである法人文書については、公印の押印を省略することができる。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(公印の使用等) 第9条 <u>公印の使用は、法令に定めのある場合その他の真に必要な場合に限るものとする。</u></p> <p>2 公印の使用を必要とする場合は、公印を押印しようとする文書に決裁済原議書を添えて、公印管守責任者に公印の使用を請求するものとする。</p> <p>3 } (同 左)</p> <p>4 }</p> <p>第15条 削除</p> <p>附 則 (令和5年6月総長裁定) この規程は、令和5年7月1日から施行する。</p>